

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部の<u>上級管理職</u>以上とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>4. 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部の<u>特別管理職</u>以上とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>4. 代行者は、<u>特別管理職</u>以上とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集が可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>・原子炉主任技術者等の役職要件に係る記載の変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(廃止措置主任者の選任)</p> <p>第130条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であつて、以下の（1）から（5）のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の施設管理に関する業務            （2）原子炉の運転に関する業務            （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務            （4）原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務            （5）原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</p> <p>2. 廃止措置主任者は、<u>課長</u>以上とする。</p> <p>3. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。</p> <p>4. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。</p>	<p>(廃止措置主任者の選任)</p> <p>第130条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であつて、以下の（1）から（5）のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の施設管理に関する業務            （2）原子炉の運転に関する業務            （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務            （4）原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務            （5）原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</p> <p>2. 廃止措置主任者は、<u>特別管理職</u>以上とする。</p> <p>3. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。</p> <p>4. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉主任技術者等の役職要件に係る記載の変更</li> </ul>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>(附則の追加)</u></p>	<p><u>附則（令和7年2月13日 原規規発第2502131号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この原子炉施設保安規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>・変更に伴う附則の追加</p>